

答 申

第1 審査会の結論

宮城県人事委員会は、本件異議申立ての対象となった行政文書を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県人事委員会（以下「実施機関」という。）に対し、平成15年3月8日付けで「昭和60年以降に実施された「図書館司書採用試験」の問題と正答表及び論文試験問題」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、請求者の請求趣旨を踏まえ、本件開示請求に対応する行政文書として、以下の行政文書を特定した。

平成10年9月9日付け 宮城県職員採用選考考査に係る教養考査問題について

平成10年9月21日付け 宮城県職員採用選考考査第1次考査について

平成12年8月30日付け 宮城県職員採用選考考査に係る教養考査問題について

平成12年9月20日付け 宮城県職員採用選考考査に係る専門考査問題について

平成13年8月31日付け 宮城県職員採用選考考査に係る教養考査問題について

平成13年9月18日付け 宮城県職員採用選考考査に係る専門考査問題について

その上で、これらの行政文書について、行政文書を開示しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示をしない理由を次のとおり付して、平成15

年3月25日、異議申立人に通知した。

イ 本件処分の対象行政文書のうち ， ， は条例第8条第1項第3号に該当する。

教養考査問題は、特定の法人から公開しないことを条件に提供を受けており、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

ロ 本件処分の対象行政文書のすべては条例第8条第1項第7号に該当する。

今後実施される選考考査の公正若しくは円滑な執行に支障が生じると認められるため。

3 異議申立人は、平成15年4月24日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分において対象行政文書のうち ， ， を開示しないこととした部分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 実施機関は、平成15年5月13日、異議申立書の記載に一部不備があることを理由として、行政不服審査法第48条の規定により当該不備の補正命令を行った。

5 異議申立人は、平成15年5月15日、異議申立書の補正を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の対象となった行政文書のうち ， ， （以下「本件行政文書」という。）を開示しないこととした部分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書の中で説明している内容を総合すると、次のとおりである。

過去に受験をした人は受験対策を尽くすことができるが、知らない人はどのような準備をしたらよいか分からない。公平であるべき採用試験でこのような不公平は許されるはずがないと考える。最高裁第二小法廷平成14年10月11日判決（平成11年（行ヒ）第28号）を理解の上、再度検討を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 宮城県職員採用選考考査について

本県における職員採用については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び人事委員会規則により、原則として競争試験によるものとされているところである。ただし、看護師、獣医師、司書等免許、資格を必要とする職種については、選考により採用することができるものとされている。この選考考査の場合については、受考者の募集、合格者の発表等の事務は、各任命権者が実施するが、人事委員会は任命権者からの依頼により、能力実証を行っている。その能力実証の内容については、職種に応じて教養考査、専門考査、論文並びに作文考査、人物考査、及び適性検査等の競争試験に準じた内容で実施している。本件行政文書は、宮城県職員採用選考考査（司書）の専門考査に当たり使用された記述式問題である。

2 条例第8条第1項第7号該当性について

専門考査（記述式）は、択一試験とは違い専門的な能力を総合的に評定するもので、限定された専門分野からの出題で適正に受考者の能力を評定する必要があることから、問題作成上の制約（出題分野及び出題形式）を極力少なくするとともに、過度の受考対策を抑止するため、従来から問題は非公開としている。

本件異議申立てに係る対象行政文書は、「司書」職を対象としたもので、内容も本県独自のものとなっており、過去の問題例を編集した市販の問題集等はほとんど存在しないと認識している。したがって、当該文書を公開することにより以下の問題が生じ、今後実施する職員採用試験及び職員採用選考考査の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じる

と認められる。

- (1) 過去の出題例から受考者の能力を評定するため効果があると認められる問題の出題分野及び形式が使用できなくなる可能性がある。
- (2) 過度の受考対策により専門分野の適正な能力実証ができなくなる懸念される。
- (3) 情報公開請求者のみが今後の職員採用選考考査において優位となる可能性がある。
- (4) 本件対象文書は他の部局の宮城県職員が作成したものであるが、非公開を前提に作成を依頼しており、公開することにより、今後、当該職員から問題提供が受けられなくなり、これを解消するための体制の整備については、相当の時間と多額の費用がかかることから、将来の試験及び考査が実施できなくなるおそれがある。
- (5) 他の職種で実施する同種の試験又は考査問題については、外部の委員又は団体に非公開を前提として作成を依頼していることから、公開できないものがある。職種により公開の是非の判断が異なることは、受験者に対し無用の誤解や混乱を生じさせるおそれがあると同時に、これらの判断理由についての受験者への説明過程において、それぞれの試験（考査）における問題の出所が明らかになる可能性がある。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件行政文書の内容等について

本件処分の対象となった行政文書は、宮城県職員採用選考考査（司書）の実施に当たり使用された試験問題であり、教養考査問題（択一式）及び専門考査問題（記述式）から構成されている。本件行政文書は、これらのうち専門考査問題である。

3 条例第8条第1項第7号該当性について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」に該当する行政文書を除き、実施機関は、行政文書を開示しなければならないと規定している。

実施機関は本件行政文書のすべてについて本号に該当するとしていることから、以下その妥当性について、第4の2に掲げた5つの理由ごとに検討する。

(1) 「過去の出題例から受考者の能力を評定するため効果があると認められる問題の出題分野及び形式が使用できなくなる可能性がある」との主張について

試験問題の公開又は非公開にかかわらず、選考考査の実施主体は、受考経験者が優位に立ち得るほど過去の問題と類似した内容の問題を出題しないことは、試験問題の作成においては当然に通常行われていることである。また、過去に出題された問題と類似した内容であっても、設問における出題の視点を変えることなどにより、選考考査の実施主体にとって受考者の能力を適切に評定することが困難になるとはいえない。したがって、過去の試験問題を公開することにより、受考者の能力を評定するため効果があると認められる問題の出題分野及び形式が使用できなくなるおそれは認められない。

(2) 「過度の受考対策により専門分野の適正な能力実証ができなくなるものが懸念される」との主張について

本件行政文書の内容を確認する限り、選考考査に出題された問題は、日ごろの学習、図書館学への造詣の深さ等によって解答内容に優劣が生じる性質のも

のであると認められるので、問題を公開したことにより過度の受考対策が講じられたとしても、適正な専門分野の能力実証ができなくなるとは認められない。

- (3) 「情報公開請求者のみが今後の職員採用選考考査において優位となる可能性がある」との主張について

条例第4条により、何人にも開示請求権が付与されており、これを行きしうるのであるから、実施機関の主張するやうな不公平は生じないものと認められる。

なお、実施機関の持つ懸念は、本件行政文書の開示可能な部分について積極的に公表することで解消されるものと考えられる。

- (4) 「対象文書は他部局の宮城県職員が作成したものであるが、非公開を前提に作成を依頼しており、公開することにより、今後問題提供が受けられなくなり、これを解消するための体制の整備については、相当の時間と多額の費用がかかることから、将来の試験及び考査が実施できなくなるおそれがある」との主張について

非公開を約束して取得した文書の取扱いについては、当該約束の存在をもって当然に非公開となるわけではなく、あくまで条例上の非開示情報に該当する場合に限り、非公開とすることができるものと解すべきである。

これを本件について見れば、問題作成者は、過去の問題の公開、非公開にかかわらず、(1)において検討したとおり、受考経験者が優位に立ち得るほど過去の問題と類似した内容の問題を出題しないように配慮して作成すればよいのであって、本件行政文書を公開することによって、試験問題作成者から問題の提供が受けられなくなり、その結果、将来の試験及び考査が実施できなくなるおそれがあるとまではいえない。

- (5) 「他の職種で実施する同種の試験又は考査問題については、外部の委員又は団体に非公開を前提として作成を依頼していることから、公開できないものがある。職種により公開の是非の判断が異なることは、受験者に対し無用の誤解や混乱を生じさせるおそれがあるとともに、これらの判断理由についての受験者への説明過程において、それぞれの試験（考査）における問題の出所が明ら

かになる可能性がある」との主張について

職種により試験問題を公開するか否かの判断が異なることは、あり得るところである。例えば、宮城県教育委員会において、宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考試験問題の全試験問題を公開しているが、このような試験問題の公開、非公開の取扱いの違いが、受験者に対し、無用の誤解を与え、混乱を生じさせているとは認められない。

また、実施機関は、試験問題の公開、非公開の判断理由について説明する過程において、試験問題の出所である、試験問題を作成した外部の委託先団体の名称や宮城県職員の氏名が明らかになる可能性があることを非開示の理由としている。しかし、本件行政文書にはこれらの情報は記録されておらず、本件行政文書を公開しても、これらの情報が明らかになるとは認められない。むしろ、実施機関のこのような懸念は本件処分とは別個の問題であって、仮に試験問題作成者に関する情報について開示請求があった場合に、その時点で、条例の定める非開示情報に該当するか否かにより開示、非開示が判断されるべき問題であると認められる。

以上から、本件行政文書については、これを開示することにより、今後実施する職員採用試験及び職員採用選考考査の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるとは認められない。したがって、実施機関が、条例第8条第1項第7号に該当することを理由に本件行政文書を非開示としたことは妥当ではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が、本件行政文書について、条例第8条第1項第7号を理由に開示しなかったことは、妥当ではない。

したがって、審査会としては、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
15 . 6 . 26	諮問を受けた。(諮問第110号)
15 . 7 . 10	異議申立人からの意見書を受理した。
15 . 11 . 17 (第188回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 12 . 1 (第189回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 12 . 15 (第190回審査会)	事案の審議を行った。
16 . 1 . 20 (第191回審査会)	実施機関(担当課:人事委員会事務局職員課)から非開示理由等を聴取した。
16 . 2 . 9 (第192回審査会)	事案の審議を行った。
16 . 3 . 8 (第193回審査会)	事案の審議を行った。
16 . 4 . 13 (第194回審査会)	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会名簿(五十音順)

氏名	現職	備考
犬飼健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
木下淑恵	東北学院大学法学部助教授	
佐々木健次	弁護士	

(平成16年4月27日現在)